



$$\times \begin{pmatrix} L_n \\ n \\ 1 \\ 0 \\ -3 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} C_{n,i} \\ n_i \\ Q_{n,i} + C_{n,o} \\ Q_{n,o} \end{pmatrix}$$

(この式において、 $L_n$ 、 $C_{n,i}$ 、 $C_{n,o}$ 、 $Q_{n,i}$ 及び $Q_{n,o}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

一日につきキログラム）  
C n i 都道府県知事が定める一定の窒素含有量（単位一リットルにつきミリグラム）

C<sub>n</sub>。都道府県知事が定める一定の窒素含有量（前項の式において用いられる一定の値）

として定められたC<sub>n</sub>と同じ値とする。) (単位一リットルにつきミリグラム)

Q n i 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する

特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る

日以後に詰置される未指定地帯の事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (単位  
一 日二つづき立方メートル) (シノ)

一日は、  
き立ち方アートル  
Q n o 特定排出水の量  
(Q n i を除く。)

(単位) 一田に(き立方メートル)

この値は、環境大臣が定める業種ごとに環境大臣が定める範囲内

において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合

にあつては、その区分。次項において「窒素含有量に係る業種等」といふ。」ごとに定められ

重に作物の養分供給と生産性向上の観点から、有機肥料の利用が注目されるものとする。

一の指定地域内事業場が二以上の空港含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地

の総量規制基準は、当該窒素含有量に係る業

等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式によ  
り算定した値を合計した汚濁負荷量として定め

るものとする。

は、りん含有量については次に掲げる算式によ  
つ定めるものとする。

Lp=Cp・Qp×10<sup>-3</sup>

（この式において  $I_1 I_2 C_1 I_3$  で  $C_1$  は  
それぞれ次の値を表すものとする。

Lp 挿出が許容される汚灌負荷量（単位  
一日につきキログラム）

Cp 都道府県知事が定める一定のりん含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

2 Q P 特定排出水（排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位一日につき立方メートル）

法第四条の五第二項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L_{p\parallel} = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

(一)の式において、 $L_p$ 、 $C_{pi}$ 、 $C_{po}$ 、 $Q_{pi}$ 及び $Q_{po}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$L_p$  排出が許容される汚濁負荷量（単位一日につきキログラム）

$C_{pi}$  都道府県知事が定める一定のりん含有量（単位一日につきミリグラム）

$C_{po}$  都道府県知事が定める一定のりん含有量（前項の式において用いられる一定の値として定められた $C_{pi}$ と同じ値とする。）（単位一日につきミリグラム）

$Q_{pi}$  都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位一日につき立方メートル）

$Q_{po}$  特定排出水の量（ $Q_{pi}$ を除く。）（単位一日につき立方メートル）

第一項に規定する $C_{pi}$ 並びに前項に規定する $C_{pi}$ 及び $C_{po}$ の値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分。次項において「りん含有量に係る業種等」という。）ごとに定められるものとする。

4 第二条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

(届出書の提出部数)

(特定施設等の設置の届出)  
**第三条** 法第五条第一項第九号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。  
**第二条** 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。  
**第三条** 法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。  
**第四条** 法第五条第一項、第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。  
**第五条** 法第六条第三項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならぬ。二の二による届出書によつてしなければならぬ。  
**第六条** 法第十一条の規定による届出は、法第五条は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。  
**第七条** 法第十一条の規定による届出は、法第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項、同様第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書によつて、特定施設(指定地域特定施設を含む。(以下同じ。)又は有害物質貯蔵指定施設の使用の廢止に係る場合にあつては様式第六による届出書によつてしなければならない。  
**(承継の届出)**  
**第八条** 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七による届出書によつてしなければならない。  
**(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)**  
**第八条の二** 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものである場合にあつては、この限りでない。

一次のいずれにも適合すること。

イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 防液堤、側溝、たまます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という）が設置されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（配管等の構造等）

**第八条の四** 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」といいう。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ、ロはロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるよう床面から離して設置されていること。





的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする。

法第十五条第二項の規定により都道府県知事が行う結果の報告は、毎年度、前項の規定による常時監視の結果を取りまとめ、環境大臣の定める日までに、環境大臣に提出することにより行うものとする。

(環境大臣が行う常時監視)

第九条の六 法第十五条第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度を測定することにより行うものとする。

法第十五条第三項の環境省令で定める放射性物質は、公共用水域の水中及び地下水中の放射性物質とする。

(結果の公表)

第九条の七 法第十七条第一項の規定により都道府県知事が行う公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

法第十七条第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(緊急時の措置)

第十一条 法第十八条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

(立入検査の身分証明書)

第十二条 法第二十二条第四項の証明書の様式は、様式第十一のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

(権限の委任)

第十三条 法第二十二条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第二十二条第一項及び第二項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。(指定都市の長等の通知すべき事項)

法第二十八条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項のうち、指定地域内の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に係るものとする。

法第五条、第六条、第七条、第十条、第十三条第三項及び第十四条第三項の規定による

届出の内容

二 法第二十三条第二項の規定による通知の内容

附 則 (昭和四九年七月一日総理府令第

月二十四日)から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年五月一九日総理府令第

令第六十九号)

この府令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月三〇日総理府令第

第二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年五月一五日総理府令第

第三〇号)

この府令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十四年六月十二日)から施行する。

附 則 (平成元年八月二一日総理府令第

四七号)

この府令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年八月二一日総理府令第

二)

この府令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年八月二一日総理府令第

一)

この府令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年八月二一日総理府令第

三)

改正後の水質汚濁防止法施行規則第三条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

附 則 (平成二年九月二〇日総理府令第

四)

改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法第二十二条第一項及び改正法による改正後の水質汚濁防止法施行規則第三条第五項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

附 則 (平成二年九月二二日総理府令第

三九号)

この総理府令は、平成二年九月二十二日から施行する。

附 則 (平成五年八月二七日総理府令第

四九号)

この府令は、平成五年十月一日から施行すればならない。

附 則 (昭和六〇年五月二七日総理府令第

二)

この府令は、昭和六十年七月十五日から施行する。

附 則 (平成八年三月二九日総理府令第

七号)

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月二九日総理府令第

一)

この府令は、公布の日から施行する。

規則第一項の五第二項の規定によりQ\_jの都道府県知事が定める日が定められるまでの間ににおける同項の規定の適用については、同項中「Q

j 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)」は「Q\_j」(○)とし、「Q\_i」都道府県知事が定める日からQ\_jの都道府県知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日からQ\_iの都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)」は「Q\_i」(○)とし、

当該Q\_iの都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量」とする。

この府令は、水質汚濁防止法の一部を改正することができる。

附 則 (平成八年七月五日総理府令第三

八号)

この府令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十八号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日総理府令第一〇号)

この府令は、平成十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日総理府令第二六号)

この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式第一から様式第三までの様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一一年三月三一日総理府令第一)

この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日総理府令第一)

この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一二年二月八日総理府令第七号)

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則様式第八によることである。

適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年七月五日総理府令第三

八号)

この府令は、水質汚濁防止法の一部を改正することができる。

附 則 (平成一〇年三月三一日総理府令第一〇号)

この府令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十八号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日総理府令第一)

この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一一年三月三一日総理府令第一)

この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日総理府令第一)

この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一二年二月八日総理府令第七号)

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。



三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンド子の中に設置されている場合を除く。）	二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンド子の中に設置されている場合に限る。）	一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	該施設の設備 指定施設の構造又は当該施設の設備	有害物質使用特定施設 若しくは有害物質貯蔵場 点検を行う事項 点検の回数	2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の四の項から六の項までの規定にかかるらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。	
					六月に一回以上	六月に一回以上
等の有無	無 他 の異常の有 無	トレンチの側面及び底面の回数 の有無	配管等からの亀裂 の有無	有害物質を含む水の漏えい の有無	配管等からの六月に一回以上	六月に一回以上
漏えい等の有 無	漏えい濃度の測定により	一月に一回以上	一月に一回以上	一月に一回以上	一月に一回以上	一月に一回以上

第六条	地下貯蔵施設（この省令の施行の際現に存するものに限る）のうち新規則第八条の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。	合にあつては、三月）に一回以上					
イ	新規則第八条の六第一号ハに適合する」と。						
ロ	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することとその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。						
二	次のいずれにも適合すること。						
イ	新規則第八条の六第一号ハに適合すること。						
ロ	有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。						
三	前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。						
2	前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。						
有害物質使用特 点検を行 う	事項	点検の回数					
有害物質貯 蔵指 定施設若 しくは	事項						
有害物質貯 蔵指 定施設の構 造又は當 該施設の設 備							
地下貯蔵施 設（二の項に掲 設からある有 害物質を含 むものを除く るもの）を除く る	地下貯蔵施 設（一月）（有害物質の濃度の測定により ては、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。	合にあつては、三月）に一回以上	新規則第八条の六第一号ハに適合する」と。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することとその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	次のいずれにも適合すること。	前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。
点検を行う場合に							

床面及び 周囲	その他の異常の 有無
二 等 (地 上)	配管等の亀裂、 損傷その他の異 常の有無
三 等 (地 下)	配管等から漏 出する。(地 下に設置さ れてる場合に 限る。)
四 等 排 水	排水溝等の内部 に漏水がある。 漏出する。(地 下に設置さ れてる場合に 限る。)
五 地 下 貯 藏 施 設	排水溝等の内部 に漏水がある。 漏出する。(地 下に設置さ れてる場合に 限る。)

質を含む水の漏 えい等の有無
に応じ、適切な回数で 行うこととする。
2 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八 条の七第二号に定める管理要領が定められて ないものに係る新法第十四条第五項の規定によ る使用の方法に係る点検については、この省令によ る施行の日から平成二十七年五月三十日まで の間は、新規則第九条の二の二第二項中「第八 条の七第一項第二号に規定する管理要領からの 逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使 用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作 業」とする。
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年二月二八日環境省令第 九号)

2 附則 第九条 改正前の様式による用紙については、当分の 間、これを取り繕つて使用することができる。
第一条 この省令は、平成二十四年五月二十五日から 施行する。
附則 (平成二十四年五月二三日環境省令 第一四号)
第一条 この省令は、平成二十四年五月二十五日から 施行する。
附則 (平成二十五年一月一九日環境省 令第二四号)

2 附則 第九条の二の二関係 別表第一 この省令は、公布の日から施行する。
1 （施行期日） この省令は、令和三年三月二十五日環境省令 第三号
2 （施行期日） この省令は、令和三年四月一日から施行す る。
3 （施行期日） この省令は、令和三年四月一日から施行す る。
4 （施行期日） この省令は、令和六年一月二五日環境省令第 四号抄

「旧様式」という。により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行に於ける旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令の施行に於ける旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令の施行に於ける旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令の施行に於ける旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別表第二（第九条の三関係）		有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム	漏えい等の有無の点検を行ふ場合にあつては、当該方法による地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による回数で行うこととする。
シアノ化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	漏えい等の有無の点検を行ふ場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有機燃焼化合物（バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム	漏えい等の有無の点検を行ふ場合にあつては、当該方法による地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による回数で行うこととする。
六価クロム化合物	砒素及びその化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇二ミリグラム	漏えい等の有無の点検を行ふ場合にあつては、当該方法による地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による回数で行うこととする。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇五ミリグラム	漏えい等の有無の点検を行ふ場合にあつては、当該方法による地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による回数で行うこととする。
トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	ミリグラム	漏えい等の有無の点検を行ふ場合にあつては、当該方法による地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による回数で行うこととする。

結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

様式第1（第3条関係）

第 5 章 教 育 方 法	教 育 方 法	教 育 方 法
	実験教育と実地実習の統合	実験7のとなり。
△実地実習と問題解決型 探究の統合	実験8のとなり。	
△学習過程と問題解決型 探究の統合	実験9のとなり。	
△学習水準の達成の方 法	実験10のとなり。	
△学習定着と課題本の 効用の検討	実験11のとなり。	
△実定時式と課題本に 係る問題及び検査 の系統	実験11のとなり。	

する地図に便利を認むること。

4. △凸の記形については、黒墨によることとし。かつ、できる限り、図面、書類に利用すること。
5. ◎印の欄には、規範しないこと。
6. 掛出歩の接続系統の現状状況及び量については、掲示地域の工場又事業場による現状を黒墨で複数種類を掛けること。
7. 变更履歴の欄には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を記載すること。
8. 關税並びに取扱紙の大きさは、国際、表裏やむを得ないものを除き、日本通関規則 A 4 とすること。

備考1 設置の場には、該当特定施設及びこれに隣接する主要施設又は主要施設の記載を記載すること。  
2 その他参考となるべき事項の欄には、該当特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の実態及び周囲の構造等を記載すること。

備考 1 有毒物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。  
2 施設の欄には、当該特定施設の設備の記載を記載すること。

挿出水の挿出方法	
その他参考となるべき事項	

備考 1 汚水等の汚染状況の欄には、当該特定事業場の挿口水による排水の汚染状況に定められた事項について記載すること。

2 挿出水の挿出方法の欄には、挿口水の位置及び数量並びに挿出水流を記載すること。

被扶養人小作登録及び登									
工事又は建設に係る工事登録番号									
		姓	名	性別	年齢	大	中	小	労
第1回 登録の方法 登録用紙									
被扶養人登録番号	姓	名	性別	年齢	大	中	小	労	
手続済者となるべき事項									

- 1) 指定項目の別々の項、既往疾患の項目及び既往薬剤用量の項目には、複数項目について記載すること。
- 2) 指定項目の別々の項、既往疾患の項目及び既往薬剤用量の項目には、複数項目について記載すること。
- 3) 薬剤用量について記載する場合には、「Q<sub>qd</sub>」を「Q<sub>qd</sub>」と、「Q<sub>cl</sub>」を「Q<sub>cl</sub>」と読み替え、Q<sub>cl</sub>の項には記載しないこと。
- 4) 4人以上用意について記載する場合には、「Q<sub>qd</sub>」を「Q<sub>qd</sub>」と、「Q<sub>cl</sub>」を「Q<sub>cl</sub>」と読み替え、Q<sub>cl</sub>の項には記載しないこと。
- 5) 他の欄には記載しないこと。

別紙7		有効期間別定期券の記述	
主な利用者等における 定期券の種類と名前			
定期券の券種及び名前			
規 式			
規 金			
本 売 ジ 法			
船 力			
船 駆			
船 延 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
定期券の購入年月日	年 月 日	年 月 日	
定期券の返却年月日	年 月 日	年 月 日	
定期券の更新年月日	年 月 日	年 月 日	
定期券の解約年月日	年 月 日	年 月 日	
その他記載事項等			
備考：この定期券は、当該定期券の有効期間及びこれに連絡する工事実施日（以下「工事実施日」といいます）の間の定期券として使用されます。			

その他参考となるべき事項		
備考	汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。	

特定地下水渗透水の透過の方法						
透過程の位置		透過程の方法				
透過程の位置						透過程の方法
透過程の位置						透過程の方法
透過程の位置	透過程の方法	透過程の位置	透過程の方法	透過程の位置	透過程の方法	透過程の位置
透過程の位置	透過程の方法	透過程の位置	透過程の方法	透過程の位置	透過程の方法	透過程の位置

備考 配置の欄には、医療用有害物質使用専用施設又は有害物質貯蔵指定施設の新規の配置を記載すること。

**備考** 有害物質貯蔵・処置施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ施設施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

備考：有害物質貯蔵対応施設の場合は、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

様式2-2(2)各部名	
排水水の跡水系統別の汚染状況及び量の届出書	
	年 月 日
都道府県知事 (市長)	氏名又は代表者の氏名 住所又はその代表者の住所
本表は廃水を公害並に他の障害に至り、排水の跡水系統別の汚染状況及び量について、次のとおり記入せよ。	

等を利用すること。  
 2 番目の欄には、記載しないこと。  
 3 届出書及び届紙の用紙の大きさは、画面、表等やむを得ないものを除き、日本規格A4とすること。

## 様式第2 削除 様式第2の2（第3条関係）



様式第3(年次報告書) (本文用紙4枚)		監査・評定・記録表				
		地下水の状況調査(地下水湧出水の状況調査)				
定期検査日 及び月	定期 検査 名 称	地下水 湧出水 の状況		地下水 湧出水 の状況 調査 者	監査 評定 第Ⅱ 者	著者
		涌出量 (升/秒)	涌出水 の性状 (pH、 電導度等)			
備考	1. 検査の年月日と分析の年月日が異なる場合には、著者欄にこれを明記すること。 2. 地下水の状況表及び地下水湧出水の状況表は、別に記載すること。					

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを表示すること。  
 2 採出水の汚染度数及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

備考 1 本稿の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。  
 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び代表負荷量の項には、既定項目について記載すること。  
 3 汚染負荷量の算出の基準となつた資料を合わせて保存すること。

模式第 15 (原ラメの2関係) (0.04秒後半0.354, マルス前0.409, マリス後0.455, マルス後  
0.55, マリス前0.51, 一部修正)

香港貿易發展局出版

請書用箋票第1種		請書用箋票第2種	
工事名	箋票番号	工事名	箋票番号
工事又は事業場所(所在地)	年月日	工事名	年月日
△外構(花壇等)小窓用寸法	別紙の如き 付記	箋票番号	箋票番号
備考	△ 1箇の印を捺すことは、實地にすることとし、かつ、できる限り、 実測、実量を用ひること。		

2. 余白の欄には、記載しないこと。
3. 展示書及び別紙の用紙の大きさは、段刷、表等やむを得ないものを除き、日本企画規格A4とすること。

様式第10の2(第9条の2の4関係)

